

## 令和5年度介護保険事業者事故報告について

介護サービス提供時に事故が発生した場合、介護保険事業者は迅速な対応を行い、その後処理において速やかな解決、再発防止策を講じなければなりません。

サービス提供事業所から事故の内容や対応の状況を保険者に報告することにより、安全対策に有用な情報を共有することで、事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの安全と質の向上を図ります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに介護保険事業者から笠間市に報告があつた事故について、次のとおり情報を公表します。

### 1. サービス種類別報告件数 ※笠間市の被保険者について市内外の事業所からの報告

報告件数 60 件

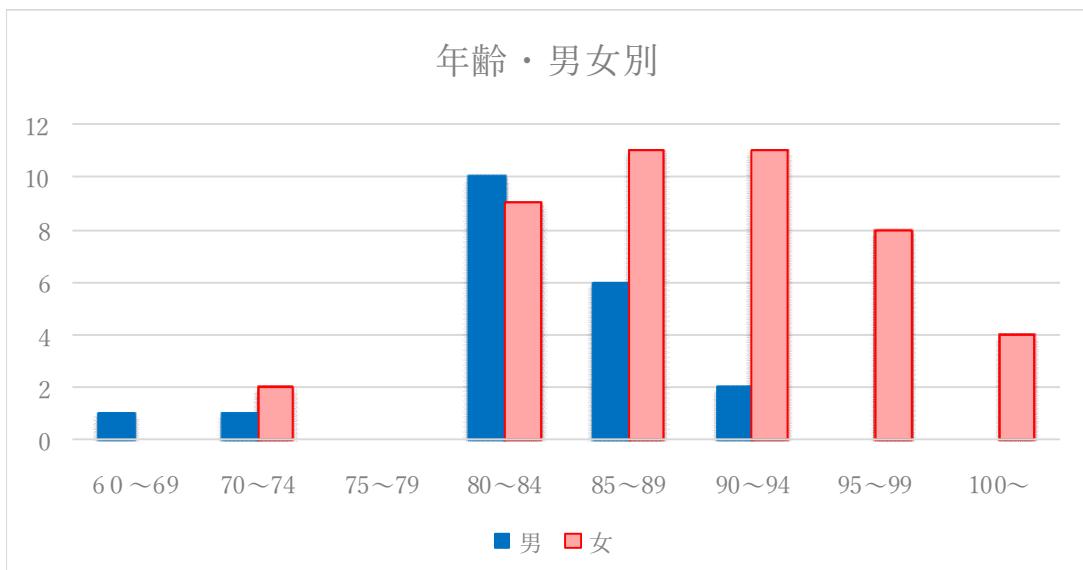
(内訳)

居宅サービス 8 件	短期入所 4 件、通所介護 1 件、訪問介護 1 件 特定施設入居者生活介護 2 件
施設サービス 36 件	介護老人福祉施設 25 件、介護老人保健施設 11 件
地域密着型サービス 16 件	グループホーム 9 件 (看護)小規模多機能型居宅介護 3 件 地域密着型通所系サービス 3 件 地域密着型介護老人福祉施設 1 件

### 2. 利用者について

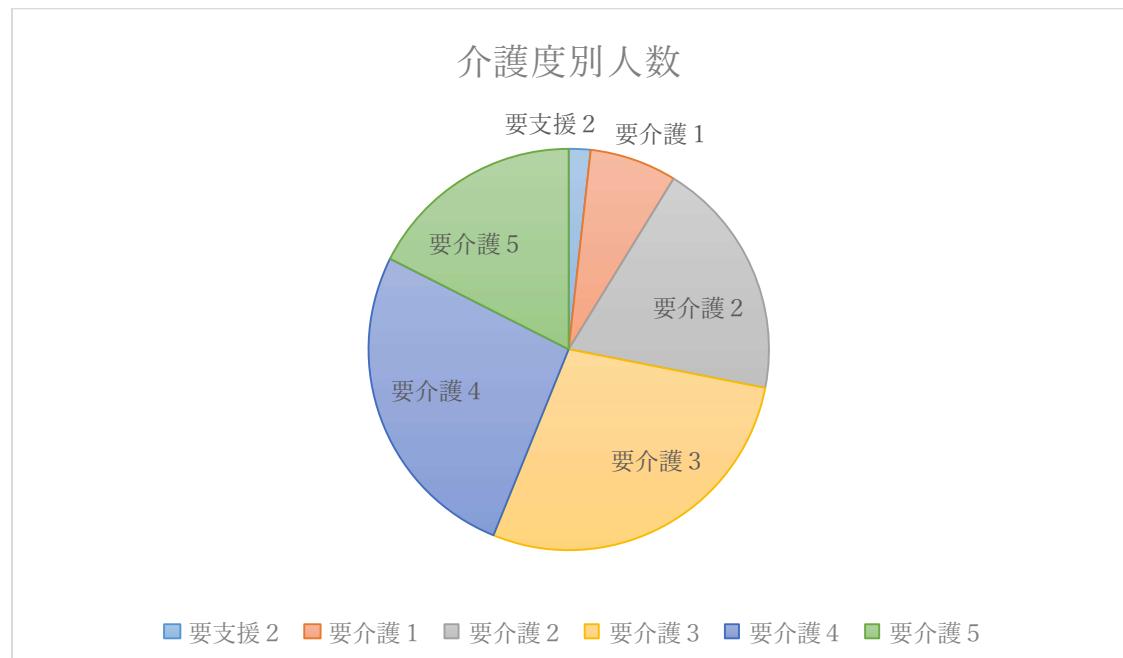
(1) 男女別では女性の割合が高く、年齢別では80歳以上が多くなっている。

年齢が高くなると事故によるけが等で医療機関の受診が必要になることが多くなり、高齢女性では転倒による骨折が多くなっている。



(2) 要介護度別では、「要支援2」が1人、「要介護1」が4人、「要介護2」が11人、「要介護3」が16人、「要介護4」が15人、「要介護5」が10人となっている。

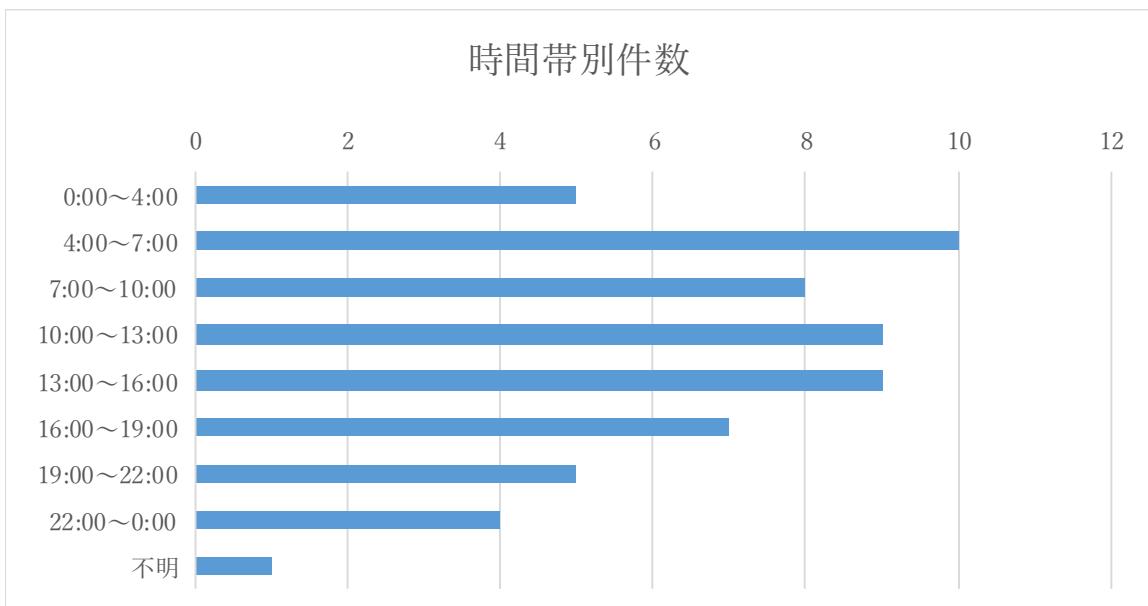
普段は歩行が自立している等、利用者自身が出来ると考えている動作の中でふらつき・転倒してけがにつながってしまったり、自身の筋力低下の自覚が乏しく転倒につながっててしまったりすることが多い。



### 3. 事故発生時間について

施設系・居住系サービスでは、早朝や昼食後の時間帯に事故が多く、片付けや当直などで対応できる職員が少ない時間帯に多く発生している。

居室や食堂等共用部から1人で出歩いてしまい転倒することが多い。また、起床後や食後にトイレに行こうとして転倒することも多く、排泄に関連する事故も少なくない。夜間の時間帯では体動が激しく、ベッドから転落して骨折等のけがにつながる事例が多く発生している。



#### 4. 事故の種別について

- ・利用者のけが 52 件（転倒による骨折、裂傷、打撲等）
- ・利用者の死亡に至った事故 3 件（窒息）
- ・誤薬 1 件
- ・感染症の事故報告 3 件
- ・送迎中の事故 1 件

事例 1. 排泄介助時、車椅子から便座に誘導。便座に座ったのを見届け退出し、他の利用者の介助をしていたところバランスを崩し、前のめりになり転倒、骨折した。

事例 2. ベッドから車いすへの移乗の際にバランスを崩し転倒、骨折した。

事例 3. 職員が誤って他の利用者の薬を服薬させてしまう。体調不良やバイタル数値に異常はなかったが、大きな事故につながる恐れがあった。

事例 4. 誤嚥による窒息事故。とろみを使用したがよくなじんでいなかつたため、むせ込んでしまった。

#### 5. 再発防止の取組について

- ・リスクアセスメント委員会に多職種の職員に参加してもらい意見をもらうとともに、利用者の「今現在」の行動パターンを把握することに努め、その変化を、ケアに携わる職員全体で認識を共有する。
- ・筋力低下や認知機能低下がある為、日頃より申し送り等で情報共有を密に図り、利用者一人一人の身体機能に合わせてケアの調整を行っていく。
- ・立ち上がりや歩き出しは静止できないため、見守りを強化し、進行方向をあけた状態にしないよう徹底する。また座面センサーを車いすに設置し、立ち上がりに速やかに対応できるようにする。
- ・入浴方法の再評価を行い情報共有の徹底を行い、脱衣所、浴室環境整備をする。
- ・服薬の副作用でふらつき転倒リスクがあるため、主治医等と連携し情報共有を図る。
- ・薬を出す際、服用前に名前と対象者をしっかり確認する。可能であれば職員 2 名でダブルチェックを行い再発防止に努める。
- ・移乗・移動時には、動作が終わるまで見届け、必要時には介助をする。
- ・とろみにしっかりなじませてから少量ずつ、嚥下を確認しながら介助を行う。
- ・足元にマット・クッション材を敷き、足元が滑らない・衝撃を和らげる工夫をする。

各介護事業所におきましては、報告があった内容や対応の状況から、今後の事故発生・再発防止の対策を行って、介護サービスの安全と質の向上に努めてください。

また、介護サービスの提供時に事故が発生した場合は、「笠間市介護保険事業者における事故報告ガイドライン」に従って、笠間市役所高齢福祉課まで速やかに報告してください。

笠間市役所 高齢福祉課 介護グループ